

## 能美市婚活支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市民団体等が実施する結婚を望む独身者に出会いの機会等を提供する事業に対し、その経費を支援することにより、当該独身者に結婚のきっかけづくりを行うとともに社会全体で結婚を応援する機運を高め、もって本市における少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策を推進することを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、独身者に結婚のきっかけづくりとなるイベント及び異性とのコミュニケーション能力を向上させる講座(以下「イベント等」という。)を開催する事業で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 1つのイベント等の参加者を次のとおり募集すること。

ア 満20歳以上の独身男女であること。

イ 参加総数20人以上であること。

ウ 男女同数を目標とすること。

(2) 会場が能美市内であること。

(3) 参加者に能美市内に在住又は勤務する者が含まれること。

(4) 当該イベント等において営利活動、宗教活動、政治活動、選挙活動その他事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

(1) 他の公的機関等が交付する補助金の対象となっているもの

(2) 交付決定時において事業に着手しているもの

(3) 特定の構成員の福利厚生を目的とするもの

(4) 参加人数が10人以下となったもの

(5) その他市長が不適切と判断するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、能美市内に事務所又は事業所が所在する法人・団体等とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 地方公共団体
- (2) 営利を目的として結婚支援事業を営むもの
- (3) 宗教活動、政治活動、選挙運動又はこれらに類する活動を目的とするもの
- (4) 反社会的活動を行う団体又は個人と関係が認められるもの
- (5) 市税の滞納があるもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

2 補助対象者は、当該補助対象事業の前後にわたり個人情報の適正な管理及び利用に努めるとともに、参加者からの苦情等に対して誠意を持って自主的な解決に努めなければならない。

3 補助対象者は、補助対象事業に参加した男女が結婚したことを知った場合、市長にその旨を報告するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 講師等謝礼
- (2) 消耗品購入費
- (3) 事業の用に供する借上車両の燃料費
- (4) チラシ、資料等の印刷製本費
- (5) 郵便料金
- (6) 広告宣伝費
- (7) 損害保険料
- (8) 会場、車両、機器等の借上料
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から収入額を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の収入額には、参加者負担金のうち飲食に係る費用を含めないものとする。

3 補助金の上限額は1事業あたり6万円とし、補助金の交付を受けることができる回数は同一年度内に2回までとする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市婚活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請にかかる書類等を審査し、当該申請にかかる補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、能美市婚活支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の申請)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第6条の内容を変更し、又は中止しようとするときは、能美市婚活支援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

(変更又は中止の承認決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、能美市婚活支援事業補助金変更承認決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業終了後、速やかに能美市婚活支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、能美市婚活支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、能美市婚活支援事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成31年3月27日 能美市告示第71号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月28日 能美市告示第30号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日 能美市告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。